

一般消費者を対象とした中古車の「支払総額」の表示や「諸費用」の認識に関するアンケート調査結果について

中古車の広告等において、安価な販売価格（車両価格）を表示しながら、実際には高額な「保証」や「整備」、「オプション」等を購入しなければ販売しない等の不当な価格表示や、不適切な販売行為に起因する消費者からの苦情相談が増加傾向にあることを踏まえ、当協議会は、中古車の販売価格の表示を「支払総額」に統一することについて、検討を行っております。

この度、当協議会は、昨年実施した「[会員事業者を対象とした中古車の『支払総額』の表示に関するアンケート調査](#)」に続き、「[一般消費者を対象とした中古車の『支払総額』の表示や『諸費用』の認識に関するアンケート調査](#)」を実施いたしました。今後、これらの結果を踏まえ、検討を進めていく予定としております。

なお、本調査結果の詳細につきましては、当協議会のホームページに掲載しております。

▷ https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/shouhisha_siharaisougaku_anq_2021.pdf

《調査結果の主なポイント》

1) 支払総額の表示について

Q.中古車の販売価格として、「車両価格」のみを表示している販売店と、「車両価格と併せて支払総額を表示している販売店」のどちらで購入したいか

▶ 約8割が「車両価格と併せて支払総額を表示している販売店で購入したい」と回答

Q.中古車の販売価格として「支払総額」を表示した方が良いか

▶ 約9割が「支払総額を表示した方が良い」と回答（理由：「必要金額が分かりやすい」等）

Q.「支払総額」の表示方法（内訳として車両価格と諸費用を表示した方が良いか）について

▶ 約7割が「支払総額と併せて車両価格と諸費用を表示した方が良い」と回答

（理由：「内訳が表示されているので最も分かりやすい」等の理由）

2) 中古車購入時の「諸費用」に関する認識について

Q.中古車購入時に支払う必要がある諸費用（保険料、税金、登録等に伴う費用）とは

▶ 「自賠責保険料」については、約8割が「支払う必要がある」と回答、「登録に伴う法定費用」は約7割、「消費税以外の税金」や「登録手続き代行費用」は約6割、「リサイクル預託金相当額」は約5割が「支払う必要がある」と回答

Q.納車関連名目の費用（「納車準備」、「納車点検」、「納車整備」等）について、支払う必要があると思うか（何れも車両価格に含まれるべき費用で、諸費用としては不適切なもの）

▶ 「納車費用（店頭納車の場合）」や「納車点検費用」、「納車整備費用」については、約3割が「支払う必要がある」と回答、「納車準備費用」は約2割が「支払う必要がある」と回答

《調査結果に基づく今後の対応について》

1. 「支払総額」の表示について

◇アンケート調査により、約9割の消費者が、中古車の販売価格として「支払総額」を表示することを望んでいるという結果が示されました。

本調査結果等を踏まえ、引き続き、会員事業者や関係団体との意見交換、また、中古車情報誌賛助会員等とも連携しながら、中古車の販売価格の表示を「支払総額」に統一することについて、検討を行ってまいります。

2. 「諸費用」について

◇中古車購入の際に必要な「諸費用」の内容等については、消費者に十分に理解されていない点もあることから、「支払総額」の表示に関する検討を進めるとともに、今後、「諸費用」に関する消費者向け周知活動（啓発活動）についても積極的に行ってまいります。

◇「納車点検費用」、「納車整備費用」、「納車準備費用」等、販売の準備行為や商品化に係る費用は、その名称の如何にかかわらず、本来、販売価格（車両価格）に含まれるべき費用であり、「諸費用」としては不適切なものです。「納車」に関連した名目であることから、消費者の理解が得やすいことや、他の事業者も請求しているから等の理由から、これらの費用を「諸費用」として請求する事業者も見受けられます。苦情相談の中にも、こうした「諸費用」に関するものが少なからず見受けられ、不適切な商行為・商慣習を改めることが求められています。

◇また、販売の準備行為や商品化に係る費用等、本来、販売価格（車両価格）に含まれるべき費用を「諸費用」として別途請求することは不適切であるだけでなく、販売価格の表示が不当な価格表示（表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示）に該当することになり、規約違反となります。問題が見られた場合は、引き続き当該事業者に対する改善指導等を行ってまいります。

◇会員の皆様におかれましては、以下の「中古車の諸費用の考え方」を参考にいただき、今後とも規約に基づく適正な表示を行うとともに、請求する「諸費用」の適正化、並びに、商談の際には、より丁寧な説明を行う等の対応をお願いいたします。

▷『中古車の「支払総額」に含めることができる「諸費用」の考え方』は[こちらをご参照ください。](#)

本件に関する問合せは、

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112